

盛岡広域振興局長

提出者

住所 〒020-0693 岩手県滝沢市巣子152-52

氏名 公立大学法人岩手県立大学

理事長 石堂 淳

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	公立大学法人岩手県立大学	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県滝沢市巣子152-52	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	1,706 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
岩手県立大学	〒020-0693 滝沢市巣子152-52	1,616 kl
岩手県立大学宮古短期大学部	〒027-0039 宮古市河南1-5-1	63 kl
岩手県立大学地域連携棟	〒020-0611 滝沢市巣子152-89	27 kl

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

事業所全体(岩手県立大学・地域連携棟・宮古短期大学)

エネルギーの種類	(6) 年度							E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
	エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量					
	数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D			
原油(コンデンセートを除く)		kL			kL				
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL				
揮発油(ガソリン)		kL			kL				
ナフサ		kL			kL				
ジェット燃料		kL			kL				
灯油		kL			kL				
軽油		kL			kL				
A重油	790.00	kL	30,731		kL		30,731	2,175	
B・C重油		kL			kL				
石油アスファルト		t			t				
石油コークス		t			t				
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	9.00	t	451	t		451	27	
	石油系炭化水素ガス		千m ³		千m ³				
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t		t				
	その他可燃性天然ガス		千m ³		千m ³				
石炭	原料炭	輸入原料炭	t		t				
		コークス用原料炭	t		t				
		吹込用原料炭	t		t				
	一般炭	輸入一般炭	t		t				
		国産一般炭	t		t				
輸入無煙炭	t		t						
石炭コークス	t		t						
コールタール	t		t						
コークス炉ガス	千m ³		千m ³						
高炉ガス	千m ³		千m ³						
発電用高炉ガス	千m ³		千m ³						
転炉ガス	千m ³		千m ³						
その他の燃料	都市ガス	千m ³		千m ³					
	()								
()									
黒液	t		t						
木材	t		t						
木質廃材	t		t						
バイオエタノール	kL		kL						
バイオディーゼル	kL		kL						
バイオガス	千m ³		千m ³						
その他バイオマス	t		t						
RDF	t		GJ/t						
RPF	t		GJ/t						
廃タイヤ	t		GJ/t						
廃プラスチック(一般廃棄物)	t		GJ/t						
廃プラスチック(産業廃棄物)	t		GJ/t						
廃油	kL		GJ/kL						
廃棄物ガス	千m ³		千m ³						
混合廃材	t		t						
水素	t		t						
アンモニア	t		t						
その他燃料()									
小計①							31,182	2,202	
産業用蒸気	GJ		GJ						
産業用以外の蒸気	GJ		GJ						
温水	GJ		GJ						
冷水	GJ		GJ						
地熱	GJ		GJ						
温泉熱	GJ		GJ						
太陽熱	GJ		GJ						
雪氷熱	GJ		GJ						
小計②									
電気事業者①	3,749.00	千kWh	32,391	千kWh			32,391	2,278	
電気事業者② ※複数契約している場合使用		千kWh		千kWh					
自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh		千kWh					
自家発電	太陽光	千kWh		千kWh					
	水力	千kWh		千kWh					
	風力	千kWh		千kWh					
	その他	707.00	千kWh	2,545	千kWh		2,545		
小計③							34,937	2,278	
合計 ④=①+②+③							66,118	4,479	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	1,706	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区分	温室効果ガスの排出量	
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	4,479 t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素	t-CO ₂
メタンの排出量	t-CO ₂	
一酸化二窒素の排出量	t-CO ₂	
ハイドロフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂	
パーフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂	
六ふっ化硫黄の排出量	t-CO ₂	
三ふっ化窒素の排出量	t-CO ₂	
合計	4,479 t-CO ₂	

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

岩手県立大学

エネルギーの種類		(6)年度						E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
		エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量				
		数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D		
化石燃料	原油(コンデンセートを除く)		kL			kL			
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL			
	揮発油(ガソリン)		kL			kL			
	ナフサ		kL			kL			
	ジェット燃料		kL			kL			
	灯油		kL			kL			
	軽油		kL			kL			
	A重油	782.00	kL	30,420			kL	30,420	2,153
	B・C重油		kL				kL		
	石油アスファルト		t				t		
	石油コークス		t				t		
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	9.00	t	451			451	27
		石油系炭化水素ガス		千m ³			千m ³		
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t			t		
		その他可燃性天然ガス		千m ³			千m ³		
	石炭	原料炭	輸入原料炭		t		t		
			コークス用原料炭		t		t		
			吹込用原料炭		t		t		
		一般炭	輸入一般炭		t		t		
			国産一般炭		t		t		
	輸入無煙炭		t		t				
	石炭コークス		t		t				
	コールタール		t		t				
	コークス炉ガス		千m ³		千m ³				
	高炉ガス		千m ³		千m ³				
	発電用高炉ガス		千m ³		千m ³				
	転炉ガス		千m ³		千m ³				
その他の燃料	都市ガス		千m ³			千m ³			
	()								
非化石燃料	黒液		t			t			
	木材		t			t			
	木質廃材		t			t			
	バイオエタノール		kL			kL			
	バイオディーゼル		kL			kL			
	バイオガス		千m ³			千m ³			
	その他バイオマス		t			t			
	RDF		t			GJ/t			
	RPF		t			GJ/t			
	廃タイヤ		t			GJ/t			
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t			
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t			
	廃油		kL			GJ/kL			
	廃棄物ガス		千m ³			千m ³			
	混合廃材		t			t			
水素		t			t				
アンモニア		t			t				
その他燃料()									
小計①							30,871	2,180	
熱	産業用蒸気		GJ			GJ			
	産業用以外の蒸気		GJ			GJ			
	温水		GJ			GJ			
	冷水		GJ			GJ			
	地熱		GJ			GJ			
	温泉熱		GJ			GJ			
	太陽熱		GJ			GJ			
	雪氷熱		GJ			GJ			
小計②									
電気	電気事業者①	3,380.00	千kWh	29,203		千kWh	29,203	2,129	
	電気事業者② ※複数契約している場合使用		千kWh			千kWh			
	自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh			千kWh			
	自家発電	太陽光		千kWh			千kWh		
		水力		千kWh			千kWh		
		風力		千kWh			千kWh		
その他	707.00	千kWh	2,545		千kWh	2,545			
小計③							31,748	2,129	
合計 ④=①+②+③							62,619	4,309	

(2) 原油換算エネルギー使用量 = (1)のエネルギー合計使用量 × 0.0258

原油換算エネルギー使用量	1,616	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区分	温室効果ガスの排出量	
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	4,309 t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素	t-CO ₂
メタンの排出量	t-CO ₂	
一酸化二窒素の排出量	t-CO ₂	
ハイドロフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂	
パーフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂	
六ふっ化硫黄の排出量	t-CO ₂	
三ふっ化窒素の排出量	t-CO ₂	
合計	4,309 t-CO ₂	

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

地域連携棟

エネルギーの種類	(6)年度						E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
	エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量				
	数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D		
原油(コンデンセートを除く)		kL			kL			
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL			
揮発油(ガソリン)		kL			kL			
ナフサ		kL			kL			
ジェット燃料		kL			kL			
灯油		kL			kL			
軽油		kL			kL			
A重油		kL			kL			
B・C重油		kL			kL			
石油アスファルト		t			t			
石油コークス		t			t			
石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t		t			
	石油系炭化水素ガス		千m ³		千m ³			
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t		t			
	その他可燃性天然ガス		千m ³		千m ³			
石炭	原料炭	輸入原料炭		t		t		
		コークス用原料炭		t		t		
	一般炭	吹込用原料炭		t		t		
		輸入一般炭		t		t		
		国産一般炭		t		t		
輸入無煙炭		t		t				
石炭コークス		t		t				
コールタール		t		t				
コークス炉ガス		千m ³		千m ³				
高炉ガス		千m ³		千m ³				
発電用高炉ガス		千m ³		千m ³				
転炉ガス		千m ³		千m ³				
その他の燃料	都市ガス		千m ³		千m ³			
	()							
黒液		t		t				
木材		t		t				
木質廃材		t		t				
バイオエタノール		kL		kL				
バイオディーゼル		kL		kL				
バイオガス		千m ³		千m ³				
その他バイオマス		t		t				
RDF		t		GJ/t				
RPF		t		GJ/t				
廃タイヤ		t		GJ/t				
廃プラスチック(一般廃棄物)		t		GJ/t				
廃プラスチック(産業廃棄物)		t		GJ/t				
廃油		kL		GJ/kL				
廃棄物ガス		千m ³		千m ³				
混合廃材		t		t				
水素		t		t				
アンモニア		t		t				
その他燃料()								
小計①								
産業用蒸気		GJ		GJ				
産業用以外の蒸気		GJ		GJ				
温水		GJ		GJ				
冷水		GJ		GJ				
地熱		GJ		GJ				
温泉熱		GJ		GJ				
太陽熱		GJ		GJ				
雪氷熱		GJ		GJ				
小計②								
電気事業者①	123.00	千kWh	1,063	千kWh	1,063	1,063	49	
電気事業者② ※複数契約している場合使用		千kWh		千kWh				
自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh		千kWh				
自家発電	太陽光	千kWh		千kWh				
	水力	千kWh		千kWh				
	風力	千kWh		千kWh				
	その他	千kWh		千kWh				
小計③						1,063	49	
合計 ④=①+②+③						1,063	49	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	27	kL
--------------	----	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区分	温室効果ガスの排出量	
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	49 t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素	t-CO ₂
メタンの排出量	t-CO ₂	
一酸化二窒素の排出量	t-CO ₂	
ハイドロフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂	
パーフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂	
六ふっ化硫黄の排出量	t-CO ₂	
三ふっ化窒素の排出量	t-CO ₂	
合計	49 t-CO ₂	

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

宮古短期大学部

エネルギーの種類	(6)年度						E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
	エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量				
	数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D		
原油(コンデンセートを除く)		kL			kL			
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL			
揮発油(ガソリン)		kL			kL			
ナフサ		kL			kL			
ジェット燃料		kL			kL			
灯油		kL			kL			
軽油		kL			kL			
A重油	8.00	kL	311		kL		311 22	
B・C重油		kL			kL			
石油アスファルト		t			t			
石油コークス		t			t			
石油ガス	液化石油ガス(LPG)				t			
	石油系炭化水素ガス				千m ³			
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)				t			
	その他可燃性天然ガス				千m ³			
石炭	原料炭	輸入原料炭			t			
		コークス用原料炭			t			
	一般炭	吹込用原料炭				t		
		輸入一般炭				t		
		国産一般炭				t		
輸入無煙炭				t				
石炭コークス				t				
コールタール				t				
コークス炉ガス		千m ³			千m ³			
高炉ガス		千m ³			千m ³			
発電用高炉ガス		千m ³			千m ³			
転炉ガス		千m ³			千m ³			
その他の燃料	都市ガス				千m ³			
	()							
黒液		t			t			
木材		t			t			
木質廃材		t			t			
バイオエタノール		kL			kL			
バイオディーゼル		kL			kL			
バイオガス		千m ³			千m ³			
その他バイオマス		t			t			
RDF		t			GJ/t			
RPF		t			GJ/t			
廃タイヤ		t			GJ/t			
廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t			
廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t			
廃油		kL			GJ/kL			
廃棄物ガス		千m ³			千m ³			
混合廃材		t			t			
水素		t			t			
アンモニア		t			t			
その他燃料()								
小計①						311	22	
産業用蒸気		GJ			GJ			
産業用以外の蒸気		GJ			GJ			
温水		GJ			GJ			
冷水		GJ			GJ			
地熱		GJ			GJ			
温泉熱		GJ			GJ			
太陽熱		GJ			GJ			
雪氷熱		GJ			GJ			
小計②								
電気事業者①	246.00	千kWh	2,125		千kWh	2,125	99	
電気事業者② ※複数契約している場合使用		千kWh			千kWh			
自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh			千kWh			
自家発電	太陽光	千kWh			千kWh			
	水力	千kWh			千kWh			
	風力	千kWh			千kWh			
	その他	千kWh			千kWh			
小計③						2,125	99	
合計 ④=①+②+③						2,437	121	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258

原油換算エネルギー使用量	63	kL
--------------	----	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区分	温室効果ガスの排出量	
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	121 t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素	t-CO ₂
メタンの排出量	t-CO ₂	
一酸化二窒素の排出量	t-CO ₂	
ハイドロフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂	
パーフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂	
六ふっ化硫黄の排出量	t-CO ₂	
三ふっ化窒素の排出量	t-CO ₂	
合計	121 t-CO ₂	

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

・原油換算で対前年度比1%削減とする。

【具体的な取組】

○省エネルギー

①電気

・各場所の状況や時間に応じて間引き点灯
・パソコン、コピー機等の省電力設定、及び未使用時の電源OFFの励行
・外灯のLED照明の導入

②空調

・未使用教室等の空調停止の推進及び、冷暖房運転の温度管理を徹底

③クールビズやウォームビズ

・教職員や学生に対し、夏季や冬季時に服装による体温調整を周知

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

○自動車利用抑制

○輸送の合理化

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

ゼロ・カーボン化推進員を各学部、各室から選出し、全学的に節電等を取組の周知を図る。

(3) 計画の達成度の把握方法

毎月のエネルギー使用実績データを集計し、前年度データと比較し、目標達成に向けて分析を行う。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

コピー用紙はリサイクル用紙とし、両面コピーの徹底や裏紙利用等で資源削減に努める。

別紙 その3 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (年度)

自 動 車			二酸化炭素の排出	
燃料別	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	()	ℓ	2.29 kg-CO ₂ /ℓ	kg-CO ₂
軽油	()	ℓ	2.62 kg-CO ₂ /ℓ	kg-CO ₂
LPG	()	kg	2.99 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気		kWh	0.402 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂
合計	0 (0)			kg-CO ₂

- 備考1 保有台数欄の () には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】

【具体的な取組】

エコドライブ

輸送の合理化

電動車

自動車利用抑制

- 備考 主に次のことを記載してください。
- ・エコドライブの取組 (駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
 - ・輸送方法の合理化に関する取組
 - ・電動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車等) の導入
 - ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項